

学校感染症による出席停止について、医師から「学校感染症」(下記参照)と診断された場合は、以下のように対応してください。

- 1 診断をされたら学校にご連絡ください。学校保健安全法第十九条により、学校長の判断において出席停止扱いになります。(第三種その他の感染症については学校長が第三種感染症としての措置を取ると判断した場合。以下の表をご参照ください。)

2 「治癒報告書」(インフルエンザ)は 保護者が記載

「出席停止期間終了報告書」(コロナ)は 保護者が記載。

それ以外は「治癒証明書」を受診病院に記入依頼

用紙は *篠ノ井高校犀峽校HPからダウンロードする

*学校へ取りに来る

*その他(担任と相談してください)

病 名	出席停止の基準
第二種(出席停止)	
新型コロナウイルス感染症 出席停止期間終了報告書提出 (保護者記載)	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで (症状軽快とは薬を使用せずに解熱・呼吸器症状改善傾向)
インフルエンザ 治癒報告書提出(保護者記載)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有な咳がなくなるまで
麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで(報告義務あり)
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫れがひくまで
風疹	発疹がなくなるまで
水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	症状がなくなったあと2日を経過するまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三類	
コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他*	医師により感染のおそれがないと認められるまで
「*その他」 日本学校保健会より 条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患。 学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。 「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域や学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、必ず出席停止を行うべきものではありません。	